

学 校 危 機 対 応 マ ニ ュ ア ル

※見えるところに掲示してお使いください。

学校からの連絡は、「マチコミ」または「ライデンスクール」を通じて連絡します。

大雨への対応は別紙をご覧ください。

1 震度5弱以上の大規模地震が発生したとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
学校に避難した場合は「在校中の場合」に同じ。
- 在校中の場合 → 保護者は迎えに行く。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、状況に応じて以下のキーワードで南海トラフ臨時情報が発表される。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	①調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	②巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の数倍程度の状態
	③巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の100倍程度の状態
	④調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(1) 「①調査中」「②巨大地震注意」「④調査終了」のとき

通常通り学校の教育活動を行う。

(2) 「③巨大地震警戒」のとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
- 在校中の場合 → 原則、学校に留め置く。保護者が希望すれば、引き渡す。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。

「③巨大地震警戒」が発表されたときは、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、3日間程度の臨時休校とする。

3 富士山の噴火が発令されたとき

- 噴火警戒レベル4(居住地域に影響するような噴火の発生が予想される場合)
 - 在宅中 → 自宅待機 避難準備
 - 登下校中 → 原則として帰宅 *保護者がいない場合は学校へ登校
 - 在校中 → 保護者へ引き渡し *引き渡しができない場合は、学校に留め置き
- 噴火警戒レベル5(大規模噴火が切迫、または発生した場合)
 - 在宅中 → 臨時休校 避難開始
 - 登下校中 → 自宅か学校の近い方に避難。避難開始
 - 在校中 → 全校で、噴火警報発令時の避難場所に避難開始

4 学校からけがや病気の連絡があったとき

- 通常 → 学校へ子どもを迎えに行く。場合によっては病院へ連れて行く。
- 緊急時 → 学校へ行き救急車に同乗する。学校が病院へ連れて行った場合は、直接病院へ行く。

5 全国瞬時警報システム（Jアラート）警報が、登校前、静岡県に出されたとき

「1」と同様の対応とする。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを送るほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

① 速やかな避難行動
② 正確かつ迅速な情報収集
行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokurenho.jp/shyaku/hoge_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます。

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp
首相官邸 Twitterアカウント @Kantei_Saigai

Jアラート 例 直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

「内閣官房国民保護ポータルサイト」より

6 インフルエンザ、新型コロナ等感染症の疑いがあるとき

- ① 医療機関を受診又は検査キットで検査し、インフルエンザ、新型コロナと診断（判定）されたら、診断（判定）結果を学校へ報告する。
- ② 「インフルエンザ経過報告書」を学校に受け取りにくるか、市のウェブサイトよりダウンロードする。兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹が持ち帰る。
- ③ 自宅安静（症状が出た翌日から5日 かつ 解熱した翌日から2日間は欠席）中、「体温記録表」に記録する。
- ④ 登校可能日に、必要事項を記入した「インフルエンザ経過報告書」を提出する。

7 不審者に遭遇したとき

- ① 子どもは近くの家に避難する。
- ② **最初に警察**（富士警察署 51-0110）へ電話し詳しい内容を伝える。
＜警察へ伝える内容＞日時、場所、不審者の特徴、車のナンバーなど
警察による不審者の身柄確保、被害の拡大防止につなげるため。
- ③ 学校へ連絡する。
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。

8 交通事故に遭ったとき（保護者の運転で交通事故に遭ったときも同様）

- ① 救急車を要請する。
- ② 学校へ連絡する。
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。

10 校区の事件発生・危険動物の出没等

- ① **最初に警察**へ連絡する。
- ② 学校へ連絡する。
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。